

経営会議の内容

件 名	(仮称)大和市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の制定と大和市市税条例の一部改正等について
所 管 部	都市施設部、総務部
日時・場所	平成25年11月19日(火) 10:30～11:00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、土木管理課長、資産税課長、収納課長
提 出 理 由	平成26年4月に境川及び引地川の両河川が特定都市河川に指定されることを受け、必要となる関係例規を整備するにあたり、その内容について了承を得るため。
会議経過	【主な意見等】 ・開発行為などの際、雨水浸透阻害行為に該当するとして、雨水浸透貯留施設を設置した後、事業者等がさらにアスファルト舗装などを行って、その土地の雨水の流出係数が大きくなったとすると、市はどのような対応をとるのか。 (所管部) 特定都市河川浸水被害対策法等に基づき、事業者等に流出係数が増加した分を賄える雨水貯留浸透貯留施設の整備を求めることになる。 ・特定都市河川の指定に伴い、神奈川県は10年確率降雨を約60mm/hとして、開発事業者等に雨水貯留浸透施設の設置を求めていく予定とのことであるが、本市による引地川の河川整備についても、この県の対応の影響を受けるのか。 (所管部) 特定都市河川の指定に伴って、すぐさま河川整備が求められるということではないが、浸水被害対策の軽減に河川改修は重要である。ただし、県が管理する下流域の河川整備が完了しないと、本市も河川整備を進められないため、神奈川県には、引き続き機会を捉えて速やかに河川整備を推進するよう要望していく。 ・大和市域はすべて、境川と引地川の流域に含まれるのか。 (所管部) すべて含まれる。 ・県や流域市等で策定する流域水害対策計画がまとまるのはいつになるのか。 (所管部) 現時点で正確な策定期間は決まっていない。ただ、流域水害対策計画は河川改修による浸水被害対策の軽減が難しいエリアで、内水による対策で負担していこうとするものであるため、県としても早急に策定したいのではないかと考えられる。 ・県は引地川を30年かけ、60mm/hの降雨量に対応できるよう改修するとしているが、現に床上浸水が発生している中で、非常に対応が遅いと言わざるを得ない。 (所管部) 特定都市河川の指定に伴う取り組みで、期待される効果もあるが、浸水被害対策の基本は河川整備である。現在、県は境川、引地川の両河川の整備計画を明らかにしていない。まずは、この計画を早期に明らかにするよう、要望していく中で、両河川の整備促進についても強く働きかけていきたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。